

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年5月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000054号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100001号

第1 結論

平成20年7月から平成23年6月までの請求期間について、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月から平成23年6月まで

請求期間については、平成22年8月に、A市役所で住民登録を行い、国民健康保険被保険者証を受け取り、35歳ぐらいの細身でショートカットの女性職員が対応してくれて、国民年金保険料の全額免除申請を行ったが、年金記録では申請免除期間となっていない。免除申請を行ったのは間違いないので、調査の上、請求期間について保険料を免除されていた期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成22年8月に、A市役所の窓口で請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った。」旨主張している。

しかしながら、請求期間のうち、平成20年7月から平成22年6月までの期間については、平成22年8月時点において、制度上、遡って国民年金保険料の免除申請を行うことはできない期間である。

また、請求期間のうち、平成22年7月から平成23年6月までの期間については、A市から提供された請求者に係る国民年金の被保険者履歴によると、平成22年に請求者の国民年金保険料の免除申請の履歴は確認できず、同市は、「国民年金保険料免除申請書を受付した場合はシステムに入力するが、同年には受付の入力がないので請求期間に係る同免除申請書は受け付けていない。請求者の対応を行った職員については確認できない。」旨回答していることから、請求者が当該期間に係る保険料の免除申請を行ったことが確認できない。

さらに、請求者は、「平成22年8月に、A市B町の住所で住民登録を行い、国民健康保険被保険者証を受け取った。」旨主張しているところ、A市から提供された同被保険者証の発行状況照会によると、同月13日に請求者に同被保険者証が交付された

ことが確認できるものの、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者のA市B町の住定日は同年12月25日であることが確認できる上、同市は、「請求者は、同町に転居した届出を平成23年1月25日に行っている。」旨回答しており、請求者の主張と相違している。

なお、請求期間のうち、平成22年12月から平成23年5月までの期間については、請求者のオンライン記録によると、生活保護法による生活扶助の受給を理由とした法定免除期間となっているところ、法定免除の要件に該当したとき又は該当しなくなったときは、原則として第1号被保険者が住所地の市町村長に届出しなければならないが、請求者に係る国民年金被保険者関係届書（免除理由該当届及び免除理由非該当届）によると、当該法定免除は請求者からの届出ではなく、A市において、請求者が生活保護（生活扶助）を受給していること又は受給しなくなったことを把握したことにより、日本年金機構へ当該受給状況の報告を行い、記録されていることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間について、免除の申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料はなく、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。